

令和 2 年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

令和 3 年 9 月 2 日

秋 田 県 監 査 委 員

監 委 ー 3 1 5

令和3年9月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 佐 藤 賢一郎

秋田県監査委員 佐 藤 正一郎

秋田県監査委員 高 橋 洋 樹

秋田県監査委員 半 田 直 樹

令和2年度秋田県内部統制評価報告書の
審査意見書について

令和3年7月8日付けで提出された令和2年度秋田県内部統制
評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施し
たので、次のとおり意見書を提出します。

令和２年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

第１ 審査の対象

「令和２年度秋田県内部統制評価報告書」

第２ 審査の方法

知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、内部統制評価に係る資料、監査委員が行う監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、審査を実施した。

第３ 審査の結果及び意見

令和２年度秋田県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、財務に関する事務に係る内部統制は、運用上の重大な不備があることから、評価基準日において有効に運用されていないとした判断は、相当である。

１ 全庁的な内部統制の評価について

（１）運用上の不備に当たるかどうかの判断について

北秋田地域振興局建設部の発注工事における官製談合事件について、県の事務事業の中でも特に透明性・公平性が求められる工事発注手続に疑念を持たれ、その体制等にも不信感を抱かせる事態となったことは、内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものと認められることから、運用上の不備に該当するものとした判断は、相当である。

（２）運用上の重大な不備に当たるかどうかの判断について

上記の事案は、結果として県の財務事務全般に関して社会的信用の低下を招いたことから、運用上の重大な不備に該当するものとした判断は、相当である。

2 業務レベルの内部統制の評価について

(1) 運用上の不備に当たるかどうかの判断について

生活環境部自然保護課における国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（約407万円）の受入事務の未処理及び北秋田地域振興局大館福祉環境部における定期刊行物の購読料（約2万円、約1万円の2件）の未払いについては、内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものものと認められることから、運用上の不備に該当するものとした判断は、相当である。

(2) 運用上の重大な不備に当たるかどうかの判断について

上記の事務ミス3件は、内部統制が有効に機能していれば防ぐことができたと思われる事案である。

そのうち、生活環境部自然保護課の事案は、事務量が少なく、発生可能性は低いものの、令和2年度の決算として県が歳入できる財源が得られなくなり、県民からの信用を失墜させ、更には国からの信頼を損なっていると考えられる。

しかしながら、当該事案を、結果的に大きな経済的・社会的不利益を生じさせたと言えず、運用上の重大な不備に該当しないものとした判断は、令和2年度が内部統制の初年度であり、現時点では重大な不備に当たるかどうかの明確な判断基準がないため、やむを得ないと考える。

今後、影響額や発生要因等を考慮した、重大な不備に当たるかどうかに係る一定程度の判断指標を設けるよう、検討されたい。

第4 留意事項

1 業務レベルのリスク対応の取組について

令和元年度予算で発生した支払事務遅延等の事務ミスを受け、令和2年11月に「予算事務（一般）」に予算の執行管理に係る取組を追加したことについては、適切な取組であると考えているが、令和2年度が内部統制の初年度であり、取組が浸透されていないことから、次の事項について、各課所への周知徹底を図られたい。

(1) 確認シートの使用による取組について

一部の課所において、確認シートの対象項目について解釈の相違があったことから、適切な取組を図られたい。

(2) 職場会議の開催について

一部の課所において、職場会議の開催時期が大幅に遅れていることから、適切な時期の開催に努められたい。

2 内部統制制度の効果的な運用について

不備の改善又は是正を図るため、次の事項について、留意いただきたい。

(1) 評価の適切な取組について

評価にあたっては、内部統制推進員だけでなく、評価部局としてもヒアリング等による確認に努められたい。

(2) 随時のモニタリングの実施について

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）では、モニタリングが内部統制の基本的要素の一つとされており、日常的モニタリングは主管課長等及び内部統制推進員が実施しているが、事務ミス防止策として、日常では発見できない別の視点から、内部統制推進幹事会事務局及び評価部局である総務課による随時のモニタリングの実施に努められたい。

(3) 内部統制実施要領の改訂について

生活環境部自然保護課の事案を踏まえて、国庫補助金申請事務に関する確認シートの項目の追加を含めた内部統制実施要領の改訂を検討されたい。

(4) 年度末及び年度当初における事務処理の対策について

出納整理期間を含む年度末及び年度当初の時期は、収入・支出・契約等の手続が集中し、事務ミスが起こりやすいことから、生活環境部自然保護課及び北秋田地域振興局大館福祉環境部の事案を踏まえて、事務処理が適切に行われるよう、有効な対策を講じられたい。